

# 小野町火葬場「おの悠苑」

## ご案内

### ◆小野町役場 町民生活課 町民班

〒963-3492 田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地

☎0247-72-6933 Fax0247-72-2136

### ◆小野町火葬場「おの悠苑」

〒963-3401 田村郡小野町大字小野新町字馬番 21 番地 1

☎0247-72-6611 Fax0247-72-6611

休 場 日：1月1日～3日、原則として友引の日

使用時間：午前9時～午後5時

### 申し込み方法

- ① おの悠苑の申し込みは、使用する前日までに役場町民生活課へ電話で予約してください。予約の際には、「火葬の日時、死亡者の住所・氏名・世帯主」を連絡してください。  
なお、**午後5時以降に予約された方の火葬は翌日の午後以降となります**のでご注意願います。
- ② 手続きは電話予約後、町民生活課窓口へ死亡届を持参し申し込んでください。  
(印鑑を持参してください。閉庁日の場合は宿日直者が取り扱います。)
- ③ おの悠苑の使用は受付順といたします。

### 火葬当日の注意事項

- ① 火葬当日は、「死体埋火葬許可証」及び「火葬場（おの悠苑）使用許可証」をおの悠苑窓口に提示してください。
- ② 出棺前には必ずドライアイスを取り除いてください。
- ③ 棺の中には次のような物を絶対に入れないでください。

プラスチック製品・ビニール類・ビン類・陶磁器類・金属類・厚手の布団類・マットレス・  
グラスファイバー製品・爆発性物質・補装具（義手・義足類）・多量の食べ物・多量の本など

また、死亡者が、心臓病などで体内にペースメーカーを使用している場合は、事前に葬儀業者にお知らせください。

※これらの物が入ったまま火葬しますと、火葬炉が破損したり、お骨に異物が付着したりしますので十分注意してください。

### 火葬当日持参するもの

火葬当日は次のものを持参してください。

- (1) 「死体埋火葬許可証」及び「火葬場（おの悠苑）使用許可証」
- (2) 位牌
- (3) 遺影
- (4) 遺骨壺
- (5) その他（葬儀業者とご相談ください。）



## 待合室の使用

- ① 電話予約した時点で、待合室（1室）を用意いたします。使用の際は、指定された部屋を使用してください。  
空き部屋があっても無断で他の部屋を使用しないでください。
- ② 待合室や待合ロビー、給湯室などはすべてセルフサービスです。備え付けの茶器類は、使用者の責任において所定の場所へ戻し、係員の確認を受けてください。
- ③ お茶は使用者において持ち込み願います。なお、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ④ 待合室、待合ロビーは自由に使用できますが、食事・忌中払いはご遠慮ください。
- ⑤ 火葬に要する時間は約1時間です。収骨の時間になりますと係員がご案内いたします。

## その他の注意事項

- ① おの悠苑施設内では、係員の指示に従ってください。
- ② 喫煙は待合ロビーでお願いします。
- ③ 火葬炉室及び機械室は関係者以外立ち入り禁止です。
- ④ 係員に対する心付け（チップ）、謝礼等は固くお断りします。
- ⑤ ご不明な点は係員にお問い合わせください。

## 使用料

区分	小野町住民	田村市滝根町 及び大越町住民	その他の住民	摘要
12歳以上	5,000円	25,000円	50,000円	1体
12歳未満	3,000円	15,000円	30,000円	1体
死胎及び肢体	1,000円	10,000円	20,000円	1胎・1肢体

